

○神奈川県海面漁業調整規則

〔昭和40年12月16日〕
〔神奈川県規則第109号〕

改正	昭和44年 6月10日規則第 57号	昭和44年 7月16日規則第 72号
	昭和45年10月20日規則第116号	昭和47年 1月14日規則第 3号
	昭和47年10月24日規則第133号	昭和51年 7月13日規則第 64号
	昭和53年 3月20日規則第 8号	昭和53年 9月19日規則第 67号
	昭和58年 6月11日規則第 64号	昭和59年12月 1日規則第 97号
	昭和63年 8月 9日規則第 59号	平成 6年 3月11日規則第 8号
	平成 6年 9月30日規則第145号	平成12年 3月28日規則第 6号
	平成13年 3月30日規則第 71号	平成13年 9月28日規則第111号
	平成14年 3月 8日規則第 21号	平成15年 3月18日規則第 21号
	平成16年 8月 3日規則第 71号	平成20年 3月28日規則第 9号

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 漁業の許可等（第7条～第33条）
- 第3章 漁業取締り及び水産資源の保護培養等（第34条～第56条）
- 第4章 罰則（第57条～第59条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第65条及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条の規定に基づき、漁業取締り、漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、もつて漁業秩序の確立を期し、あわせてこれらの法の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、海面に適用する。

（定義）

第3条 この規則において「手操漁業」とは、小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号）第1条第1項に規定する手繰第1種漁業、手繰第2種漁業、手繰第3種漁業及びその他の小型機船底びき網漁業をいう。

2 この規則において「東京内湾」とは、横須賀市鴨居観音崎突端、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点、第二海堡中心点、第一海堡中心点及び千葉県富津市富津崎突端を順次結んだ線以北の東京湾をいう。

（県内に住所を有しない者の申請又は届出）

第4条 県内に住所を有しない者は、法第66条第1項に規定する中型まき網漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする場合には、その者の住所地を管轄する都道府県知事の副申書を添付しなければならない。

（代表者の届出）

第5条 法第5条第1項の規定による代表者の選定又は変更の届出は、代表者選定届（第1号様

式)又は代表者変更届(第2号様式)により行なうものとする。
(漁業権行使規則等の制定等の認可及び漁業の免許についての申請)

第6条 法第8条第6項又は第7項の規定による認可の申請は漁業権(入漁権)行使規則(変更・廃止)認可申請書(第3号様式)により、法第10条の規定による免許の申請は定置(区画・共同)漁業免許申請書(第4号様式)により行うものとする。

第2章 漁業の許可等

(漁業の許可)

第7条 次に掲げる漁業の方法による漁業を営もうとする者は、法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号及び第4号に掲げる漁業の方法による漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業の方法による漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第6号及び第7号に掲げる漁業の方法による漁業にあつては、法第8条第1項の規定により、当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- (1) 小型まき網(総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。)
- (2) 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む。以下当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。)
- (3) さより機船船びき網(当該漁業の方法による漁業を「さより機船船びき網漁業」という。)
- (4) しらす船びき網(以下当該漁業の方法による漁業を「しらす船びき網漁業」という。)
- (5) 移動式さし網(当該漁業の方法による漁業を「移動式さし網漁業」という。)
- (6) 固定式さし網(当該漁業の方法による漁業を「固定式さし網漁業」という。)
- (7) 小型定置網(当該漁業の方法による漁業を「小型定置網漁業」という。)

(許可の申請)

第8条 法第66条第1項又は前条の規定による漁業の許可(以下「漁業の許可」という。)を受けようとする者は、法第66条第1項に規定する漁業並びに前条第1号及び第4号に規定する漁業(以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。)にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、漁業許可申請書(第5号様式)により、知事に申請しなければならない。

- 2 第25条の規定により定数が定められた漁業(以下「定数漁業」という。)に係る漁業の許可の申請は、知事が定める期間内にしなければならない。ただし、第22条第1項又は第27条の規定に該当する場合は、この限りでない。
- 3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。
- 4 定数漁業に係る漁業の許可の申請をした者が死亡し、合併により解散し、又は分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は当該分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。
- 5 前項の規定により漁業の許可を申請した者の地位を承継した者は、承継の日から60日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 6 知事は、漁業の許可に関し、許可するかどうかの判断をするのに必要と認める書類の提出を命ずることができる。

(許可の有効期間)

第9条 漁業の許可の有効期間は、3年とする。ただし、第27条の規定に該当して許可をしたものについては、従前の漁業の許可の有効期間の残存期間とする。

2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については、同一の期日に満了するように定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見をきいて、漁業の許可の有効期間として同項の期間より短い期間を定めることができる。

(許可証の交付)

第10条 知事は、漁業の許可をしたときは、当該許可申請者に漁業許可証（第6号様式）を交付する。

(許可証の携帯義務)

第11条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、漁業許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、漁業許可証の書換申請その他の理由により漁業許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、知事が証明した漁業許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させることをもつて足りる。

3 前項に規定する漁業許可証の写しは、漁業許可証の交付又は還付を受けたときは、遅滞なく返納しなければならない。

(許可証等の譲渡等の禁止)

第12条 漁業の許可を受けた者は、漁業許可証又は前条第2項の規定による漁業許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(記号等の表示)

第13条 中型まき網漁業又は小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、船舶の両舷外部の中央に次の表の左欄に掲げる漁業の種類に応じ、それぞれ同表右欄に定める記号及び許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

中型まき網漁業	カナ中（許可番号）
小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	カナ打（許可番号）
小型機船底びき網漁業のうち自家用つり餌料の採捕を目的とする手繰漁業	カナ自（許可番号）
小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業（第1種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。）	カナ手（許可番号）
上記以外の小型機船底びき網漁業	カナ（許可番号）

備考 各文字は、大きさ8センチメートル以上、太さ2センチメートル以上とし、各文字の間隔は、2.5センチメートル以上とする。

2 前項の規定による表示は、当該船舶に係る漁業の許可が有効期間の満了、取消しその他の理由により効力を失ったときには、すみやかに、まつ消しなければならない。

(許可等の制限又は条件)

第14条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可又は第21条の規定による起業の認可をするにあたり、当該許可又は認可に制限又は条件を付することができる。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第15条 漁業の許可を受けた者は、当該漁業の許可の内容（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）、操

業区域、操業期間並びに船舶の総トン数及び推進機関の馬力数を、その他の漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下この章において同じ。)に違反して当該漁業を営んではならない。

(許可等の内容の変更の許可)

第16条 漁業の許可又は第 21 条の規定による起業の認可を受けた者が、その許可の内容又は許可の内容となる事項を変更しようとするときは、漁業許可内容(起業認可)変更許可申請書(第 7号様式)により、知事の許可を受けなければならない。

2 第 8 条第 6 項の規定は、前項の場合に準用する。

(許可証の書換交付の申請)

第17条 漁業の許可を受けた者は、漁業許可証の記載事項(漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。)に変更を生じたときは、すみやかに(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったときに)、漁業許可証書換交付申請書(第 8号様式)により、知事にその書換交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第18条 漁業の許可を受けた者は、漁業許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに漁業許可証再交付申請書(第 9号様式)により、知事にその再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換交付及び再交付)

第19条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく漁業許可証の書換交付をし、又は再交付をする。

- (1) 第 16 条の規定による許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものを除く。)をしたとき。
- (2) 第 17 条の規定による書換交付の申請又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- (3) 第 28 条第 2 項の規定による届出があつたとき。
- (4) 第 32 条第 1 項の規定により、漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付したとき。

(許可証の返納)

第20条 漁業の許可を受けた者は、当該許可が有効期間の満了、取消しその他の理由により効力を失つたときは、すみやかに、当該漁業許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により漁業許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の漁業許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、漁業許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は清算人が前 2 項の手続をしなければならない。

(起業の認可)

第21条 漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは主な漁具を譲り受け、借り受け、返還を受け、その他これらを使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ、起業についての知事の認可(以下「起業の認可」という。)を受けることができる。

2 前項の規定による起業の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、起業認可申請書(第 5号様式)により、知事に申請しなければならない。

3 第 8 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の場合に準用する。

第22条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて漁業の許可の申請をした場合において、その申請の内容が起業の認可を受けた内容と同一であるときは、次条第 1 項各号

のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

2 起業の認可を受けた者がその認可を受けた日から知事の指定した期間内に漁業の許可を申請しないときは、当該起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可等をしない場合)

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、漁業の許可又は起業の認可をしない。

- (1) 申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
- (3) 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合

2 知事は、前項第1号又は第2号の規定に該当することにより漁業の許可又は起業の認可をしないこととするときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第1項第3号の規定に該当することにより漁業の許可又は起業の認可をしないこととするときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

(許可等についての適格性)

第24条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。
- (2) 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるものであつても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(許可等の定数)

第25条 知事は、漁業取締り、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、法第66条第1項に規定する漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業及び第7条各号に規定する漁業について、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることができる。

2 法第66条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は、前項の規定によつて知事が定めた定数とみなす。

3 知事は、定数を定める場合（前項の規定により知事が定めたものとみなされる場合を含む。）において特に必要があると認めるときは、漁業種類ごと又は操業区域ごとに定数を定めることができる。

4 知事は、第1項又は前項の定数を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

5 知事は、第1項又は第3項の定数を定めたときは、これを公示する。

6 前2項の規定は、第1項又は第3項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

(許可等の基準)

第26条 定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請が定数をこえる場合には、知事は、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業ごとに漁業の許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は認可をするものとする。

- (1) 漁業調整、水産資源の保護培養又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。
- (2) 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者として自立することを図ること。

2 知事は、定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば当該漁業の定数を超えることとなる場合において、その申請のうち現に当該漁業の漁業の許可又は起業の認可を受けている者（当該漁業の許可の有効期間の満了日が第8条第3項（第21条第3項

において準用する場合を含む。)の規定により公示した漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の漁業の許可又は起業の認可を受けていた者が、当該漁業の漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており、又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため改めてした申請(船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつてその総トン数及び馬力数が当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数を超えないものについてした申請に限る。)があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

3 知事は、前項の規定により漁業の許可又は起業の認可をするとすれば定数を超えることとなる場合には、同項の規定にかかわらず、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業の許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて許可又は認可をするものとする。

- (1) 当該漁業の操業状況
- (2) 各申請者が当該漁業に依存する程度
- (3) 船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、前項の規定により漁業の許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数

4 知事は、第1項又は前項の基準を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

(許可等の特例)

第27条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、当該漁業に係る申請が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その内容が従前の漁業の許可又は起業の認可の内容と同一のものであるときは、第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- (1) 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合
- (2) 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内(滅失し、又は沈没した船舶に係る漁業の許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合

(相続又は法人の合併若しくは分割による地位の承継)

第28条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、合併により解散し、又は分割(当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人又は当該分割によつて当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添えて、承継の日から60日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(適格性の欠如による許可等の取消し)

第29条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が第24条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、当該漁業の許可又は起業の認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

(休業による許可の取消し)

第30条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間休業したとき又は引き続き1年間休業したときは、その許可を取り消すことができる。

2 漁業の許可を受けた者の責めに帰すべき理由による場合を除き、法第 67 条第 1 項の規定に基づく指示、同条第 11 項の規定に基づく命令、法第 68 条第 1 項の規定に基づく指示若しくは同条第 4 項において読み替えて準用する法第 67 条第 11 項の規定に基づく命令又は第 32 条第 1 項若しくは第 51 条第 1 項の規定に基づく処分により操業を停止された期間は、前項の期間には算入しない。

3 前条第 2 項の規定は、第 1 項の場合に準用する。

(休業等の届出)

第31条 漁業の許可を受けた者が 1 操業期間以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の届出をした者が休業期間中に当該漁業に就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(漁業調整等のための許可等の変更等)

第32条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付し、若しくは取り消し、又は漁業の許可を受けた者に対し操業の停止を命ずることができる。漁業の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、同様とする。

2 前項後段の規定による処分は、同項の違反者に係る全部の漁業の許可について行なうことがある。

3 知事は、第 1 項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容を変更し、制限若しくは条件を付し、又は操業の停止を命じようとするときは、聴聞を行わなければならない。

4 第 29 条第 2 項の規定は、第 1 項の場合に準用する。

(許可等の失効)

第33条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは第 28 条第 1 項の規定に基づき相続人その他の者が漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する場合を除き、当該漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、当該漁業の許可は、その効力を失う。

3 船舶ごとに許可を要する漁業に係る漁業の許可又は起業の認可は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

(1) 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

第 3 章 漁業取締り及び水産資源の保護培養等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第34条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設置してある除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の適用を受ける者については、適用しない。

(採捕の禁止期間)

第35条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間中は、採捕してはならない。ただし、第 1 種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

たいらぎ	6月1日から8月31日まで
あわび	11月1日から12月31日まで
いせえび	6月1日から7月31日まで
しらす	1月1日から3月10日まで
あゆ	1月1日から5月31日まで及び10月15日から11月30日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
(抱卵しているいせえびの採捕の禁止)

第36条 抱卵しているいせえびは、採捕してはならない。

2 前項の規定に違反して採捕したいせえび又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
(大きさによる採捕の制限)

第37条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。ただし、第3種区画漁業若しくは第1種共同漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合又はくるまえびを自家用つり餌料として採捕する場合は、この限りでない。

あさり	かく長 2センチメートル以下
はまぐり	かく長 2センチメートル以下
たいらぎ	かく高 18センチメートル以下
みるくい	かく長 9センチメートル以下
あわび	かく長 11センチメートル以下
さざえ	かくがい長径 3センチメートル以下
いせえび	体長（眼の付根から尾端まで） 13センチメートル以下
くるまえび	体長（眼の付根から尾端まで） 8センチメートル以下
うなぎ	全長 24センチメートル以下
ぶり	全長 15センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
(漁業の禁止)

第38条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、法第 65 条第 1 項及び水産資源保護法第 4 条第 1 項の規定に基づき、営んではならない。

- (1) 沖縄式追込み網
- (2) 火光を利用する敷網（四方おろし網及びさんま棒受け網を除く。）
- (3) 機船船びき網（第7条第3号及び第4号に掲げる漁業の方法を除く。）

(漁具又は漁法の禁止)

第39条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 歯を付けた手押しころばし
- (2) 発射装置を有する漁具
- (3) からつりこぎ漁法（掛けなわこぎ漁法及び文ちんこぎ漁法を含む。）
- (4) 水中に電流を通ずる漁法
- (5) 日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）におけるみづき

(漁具又は漁法の制限)

第40条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合における当該漁具又は漁法は、それぞれ同表右欄に掲げる範囲のものでなければならない。

貝まき漁具（種苗の採捕又は歯口入れに使用するものを除く。）	かご目又は網目 2.1センチメートル以上 目 1.5センチメートル以上
赤貝の採捕を目的とするけた	つめの間隔 4.8センチメートル以上
しばえびの採捕を目的とするけた	つめの間隔 3.6センチメートル以上
魚類の採捕を目的とするけた	つめの間隔 4.5センチメートル以上
かれいの採捕を目的とする網	網目 6.3センチメートル以上

東京内湾で使用する底びき網(こませの採捕を目的とするものを除く。)	網目 15 センチメートルにつき 18 節以下。 ただし、11 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの間によしえびを採捕することを目的とするものにあつては、網目 15 センチメートルにつき 20 節以下とする。
東京内湾以外の海面で使用する底びき網(こませの採捕を目的とするものを除く。)	網目 15 センチメートルにつき 14 節以下。 ただし、つり餌料の採捕を目的とするものにあつては、網目 15 センチメートルにつき 18 節以下とする。
つり餌料の採捕を目的とする網具を使用して行なう手繰漁法	ビームの長さ 7.5 メートル以下
けたを有する網具を使用して行なう打瀬漁法	1 隻に使用する数 5 統以内。ただし、総トン数 7 トン以上の船舶にあつては、7 統以内とする。
網口開口装置を有しない網具、ビームを有する網具又はけたを有する網具のうち 2 種以上を使用して行なう打瀬漁法	1 隻に使用する数 5 統以内

(船舶の総トン数の制限)

第41条 中型まき網漁業には、総トン数 30 トンを超える船舶を使用してはならない。

(遊漁者等の漁具又は漁法の制限)

第42条 漁業者が漁業を営むためにする場合、漁業従事者が漁業者のためにする場合及び試験研究機関が試験研究のためにする場合を除くほか、次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) たも網、さで網及びざる
- (2) と網
- (3) やす及びいそがね(夜間において使用する場合及び水中眼鏡を併用する場合を除く。)
- (4) くまで(幅 15 センチメートル以下のものに限る。)
- (5) さおづり及び手づり
- (6) 徒手採捕

(試験研究等の場合の適用除外)

第43条 この規則のうち、水産動物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗若しくは種卵の供給(以下この条において「試験研究等」という。)のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の規定による許可を受けようとする者は、特別採捕許可申請書(第 10 号様式)により、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の許可をしたときは、当該許可申請者に特別採捕許可証(第 11 号様式)を交付する。
- 4 知事は、第 1 項の規定による許可をするにあたり、制限又は条件を付することができる。
- 5 第 1 項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後、遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。
- 6 第 1 項の許可を受けた者は、特別採捕許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。
- 7 第 1 項の許可を受けた者がその許可証に記載された事項につき変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

8 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

9 第11条、第18条及び第20条の規定は、第1項の規定による許可を受けた者について準用する。
(漁具の敷設の許可)

第44条 水産動植物を養殖するため、綱、網、ひび、いかだ又はいけすを敷設しようとする者は、当該漁具の敷設につき知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合は、この限りでない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、漁具敷設許可申請書(第12号様式)により、知事に申請しなければならない。

3 知事は、第1項の許可をしたときは、当該許可申請者に漁具敷設許可証(第13号様式)を交付する。

4 前条第4項から第7項までの規定は、第1項の規定による許可について準用する。

(漁業権設定区域の岩礁破碎等の許可)

第45条 漁業権の設定されている区域において、岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、岩礁破碎等許可申請書(第14号様式)により、知事に申請しなければならない。

3 前項に規定する申請書には、当該区域に係る漁業権を有する者の同意書を添付しなければならない。

4 知事は、第1項の規定による許可をするにあたり、制限又は条件を付することができる。

(つきいそ設置の届出)

第46条 つきいそを設置しようとする者は、つきいそ設置届(第15号様式)により、知事に届け出なければならない。

(落ちのり採取の制限)

第47条 のりひびの周囲37メートル以内の海面においては、落ちのりを採取してはならない。

ただし、漁業権若しくは入漁権に基づいてのりひび建養殖業を営む者若しくはその従事者又は第47条第1項の許可を受けた者が採取する場合は、この限りでない。

(許可船舶に対する停泊命令)

第48条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることができる。法第134条第1項の規定による検査を行わせる場合も、同様とする。

2 前項前段の規定によるてい泊期間は40日を、同項後段の規定によるてい泊期間は10日をこえないものとする。

3 知事は、第1項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。

4 第1項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(命令による船長等の乗組みの禁止及び制限)

第49条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを禁止し、又は制限することができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合に準用する。

(無許可船舶に対する停泊命令)

第50条 知事は、合理的に判断して、漁業者が当該漁業の許可を受けないで当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることができる。

2 前項の規定によるてい泊期間は、40日をこえないものとする。

3 第48条第3項及び第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

(無許可船舶の漁具等の陸揚げ命令等)

第51条 知事は、漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けないで当該漁業に使用され、若しくは使用されるおそれがあると認められる船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対し、期間を指定し、もつぱら当該漁業の用に供されると認められる漁具、漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備に封印をすることができる。

(停船命令)

第52条 漁業監督吏員は、法第74条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があると認めるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し、当該船舶の停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

(1) 第16号様式によるLの信号旗を掲げる。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音1回、長音1回、短音2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

(3) 投光器によりLの信号(短光1回、長光1回、短光2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

(漁場標識の建設等)

第53条 法第72条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ぜられた者は、遅滞なくその命ぜられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え等)

第54条 前条の規定による標識を建設し、又は設置した者は、当該標識の記載事項に変更を生じ、当該標識に記載した文字が明らかでなくなり、当該標識を亡失し、又はこれをき損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(標識の設置)

第55条 次の表の左欄に掲げる漁業を営む者又は当該漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者は、それぞれ同表右欄に定めるところにより、標識を掲げなければならない。

定置漁業	漁具の敷設中、昼間にあつては当該漁具の見やすい場所に水面から1.5メートル以上の高さに第17号様式による標識を掲げ、夜間にあつては電灯その他の照明を当該漁具に付けること。
固定式さし網漁業(第2種共同漁業を内容とする漁業権に基づいて操業するものを除く。)いわし流しさし網漁業	操業中、網の両端にボンデンを付け、当該ボンデンに水面から1メートル以上の高さに当該漁業を営む者の所属する漁業協同組合の名称を記載した旗を掲げる。いわし流しさし網漁業を夜間において操業する場合にあつては、このほか、網の両端に電灯その他の照明を付けること。

(漁獲成績報告書の提出)

第56条 次に掲げる漁業の許可を受けた者は、当該漁業ごとに毎年1月1日から12月31日までの間の漁獲成績について翌年の1月31日までに漁獲成績報告書(第18号様式)により知事に報告しなければならない。

- (1) 中型まき網漁業
- (2) 小型機船底びき網漁業
- (3) 小型まき網漁業
- (4) 潜水器漁業
- (5) しらす船びき網漁業

第4章 罰則

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第15条、第34条第1項、第35条から第37条まで、第39条から第41条まで、第43条第6項(第44条第4項において準用する場合を含む。)又は第45条第1項の規定に違反した者
- (2) 第14条、第32条第1項、第43条第4項(同条第8項及び第44条第4項において準用する場合を含む。)又は第45条第4項の規定により付した制限又は条件に違反した者
- (3) 第32条第1項の規定による操業の停止の命令に違反した者
- (4) 第34条第2項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項又は第51条の規定による命令に違反した者

2 前項の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第58条 第11条第1項(第43条第9項において準用する場合を含む。)、第13条第1項若しくは第2項又は第42条の規定に違反した者は、科料に処する。

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第57条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和41年1月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 神奈川県漁業調整規則(昭和26年神奈川県規則第62号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 旧規則の規定に基づいてした許可その他の処分又はなされた申請その他の行為で、この規則施行の際現に効力を有するものは、それぞれこの規則の相当規定に基づいてした処分又はなされた行為とみなす。ただし、許可の有効期間については、従前の許可の残存期間とする。

4 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて交付した許可証は、この規則の相当規定に基づいて交付した許可証とみなす。

5 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和44年規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年規則第 72 号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年規則第 116 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年規則第 133 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年規則第 64 号）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条及び第 38 条の改正規定は、昭和 51 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年規則第 67 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年規則第 64 号）

この規則は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年規則第 97 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年規則第 59 号）

この規則は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 8 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式の改正規定は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正前の神奈川県海面漁業調整規則の規定による許可証でこの規則施行の際現に効力を有するものは、改正後の神奈川県海面漁業調整規則の規定による許可証とみなす。

附 則（平成 6 年規則第 145 号）

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続き又は行為については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成 13 年規則第 71 号）

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年規則第 111 号）

- 1 この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 21 号）

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成 13 年農林水産省令第 153 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船は、この規則による改正後の第 44 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船に係るこの規則の施行後にした行為に対する罰則の規定については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年規則第 21 号）

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する改正後の神奈川県海面漁業調整規則第 51 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年規則第 71 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の神奈川県海面漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第 7 条の規定による許可（旧規則第 7 条第 1 号及び第 4 号の漁業に係るものに限る。）を受けている者は、旧規則第 10 条の規定により当該者に交付された漁業許可証に記載されている当該者の使用に係る船舶について当該許可の有効期間が満了するまでは、改正後の神奈川県海面漁業調整規則（以下「新規則」という。）第 7 条の規定による許可を受けた者とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第 8 条又は第 21 条の規定によりなされている漁業の許可の申請又は起業の認可の申請（旧規則第 7 条第 1 号及び第 4 号の漁業に係るものに限る。）は、それぞれ新規則第 8 条又は第 21 条の規定によりなされている漁業の許可の申請又は起業の認可の申請とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第 17 条の規定による許可証（旧規則第 7 条第 1 号及び第 4 号の漁業の許可に係るものに限る。）の書換交付の申請（船舶の変更に係るものに限る。）がなされている場合は、当該申請をした者は、当該許可の有効期間が満了するまでは、当該変更後の船舶について新規則第 7 条の規定による許可を受けた者とみなす。
- 5 前項の申請に係る許可証の書換交付については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 66 条第 1 項の規定による許可を受けている者に対する改正前の第 41 条及び第 43 条第 1 号の規定の適用については、当該許可の有効期間が満了するまでは、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の第 7 条の規定による許可を受けている者は、当該許可の有効期間が満了するまでは、改正後の第 7 条の規定による許可を受けた者とみなす。
- 4 この規則の施行前にした行為及び附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の第 41 条及び第 43 条第 1 号の規定に係るこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第1号様式（第5条関係）（用紙 日本工業規格 A4 縦長型）

代 表 者 選 定 届		
年 月 日		
神奈川県知事殿		
住 所 氏 名	〔 法人にあつては、名称 及び代表者氏名 〕	(印)
住 所 氏 名	〔 法人にあつては、名称 及び代表者氏名 〕	(印)
次のとおり 漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、漁業法第5条第1項の規定により届け出ます。		
代表者 住 所 氏 名（法人にあつては、名称）		
備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。		

第2号様式（第5条関係）（用紙 日本工業規格 A4 縦長型）

代 表 者 変 更 届		
年 月 日		
神奈川県知事殿		
住 所 氏 名	〔 法人にあつては、名称 及び代表者氏名 〕	(印)
住 所 氏 名	〔 法人にあつては、名称 及び代表者氏名 〕	(印)
次のとおり 年 月 日づけで届け出た 漁業に係る共同申請の代表者 を変更したので、漁業法第5条第1項の規定により届け出ます。		
新代表者 住 所 氏 名（法人にあつては、名称）		
旧代表者 住 所 氏 名（法人にあつては、名称）		
備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。		

漁業権（入漁権）行使規則（変更・廃止）認可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
名 称
代表者氏名



年 月 日神奈川県告示第 号によつて公示された区（共）第 号に係る漁業権について、別添のとおり 漁業協同組合（連合会）第 号区画（共同）漁業権（入漁権）行使規則を制定（変更・廃止）したいので、関係書類を添えて漁業法第8条第6項の規定による認可を申請します。

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

定置（区画・共同）漁業免許申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名 [法人にあつては、名称
及び代表者氏名]



年 月 日神奈川県告示第 号によつて公示された定（区・共）第 号の漁業の免許を受けたいので、漁業法第10条の規定により、関係書類を添えて申請をします。

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

漁業許可(起業認可)申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住所
氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者氏名) (印)

次のとおり 漁業の許可(起業の許可)を受けたいので、神奈川県海面漁業調整規則第8条第1項(第21条第2項)の規定により申請します。

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 操業期間
- 4 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 5 漁獲物の種類
- 6 漁業の根拠地
- 7 漁具又は漁法の種類、規模及び数
- 8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力
- 9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置
- 10 魚群探知器の有無

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

漁業許可証

第 号

住所
氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者氏名) (印)

	漁業種類	
	操業区域	
	操業期間	
使用船舶	船名	
	漁船登録番号	
	総トン数	
	推進機関の種類 及び馬力数	
	許可の有効期間	
	制限又は条件	

年 月 日

神奈川県知事(氏名) (印)

漁業許可内容(起業認可)変更許可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者氏名)



次のとおり 漁業許可の内容(起業認可)変更の許可を受けたいので、神奈川県海面漁業調整規則第16条第1項の規定により申請します。

- 1 漁業種類
- 2 許可(認可)番号
- 3 許可(認可)年月日
- 4 変更しようとする事項

項 目	変 更 前	変 更 後

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます

漁業許可証書換交付申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名

(法人にあつては、名称
及び代表者氏名)



次のとおり 漁業許可証の書換交付を受けたいので、神奈川県海面漁業調整規則第17条の規定により申請します。

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えを申請する事項

項 目	書 換 前	書 換 後

- 5 書換えを必要とする理由

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

漁業許可証再交付申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者氏名〕



次のとおり 漁業許可証を亡失(き損)したので、神奈川県海面漁業調整規則第18条の規定により、その再交付を申請します。

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 亡失(き損)の年月日
- 5 亡失(き損)の場所
- 6 亡失(き損)の事情

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

特別採捕許可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者氏名〕



次のとおり水産動植物の特別採捕の許可を受けたいので、神奈川県海面漁業調整規則第43条第2項の規定により申請します。

- 1 適用除外を受けようとする規定
神奈川県海面漁業調整規則第 条(第 項)(第 号)
- 2 採捕しようとする水産動植物の種類及び数量(種苗又は種卵の供給のために水産動植物を採捕しようとする場合にあつては、その供給先及び供給数量を含む。)
- 3 採捕区域
- 4 採捕期間
- 5 使用漁具又は漁法の種類、規模及び数
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 8 採捕を必要とする具体的理由

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">特 別 採 捕 許 可 証</p>		<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">第 号</p>
<p style="margin: 0;">住 所 氏 名</p>		<p style="margin: 0;">(印)</p>
<p style="margin: 0;">〔 法人にあつては、名称 及び代表者氏名 〕</p>		
適用を除外する規定		
採捕する水産動植物の種類及び数量		
採 捕 区 域		
採 捕 期 間		
使用漁具又は漁法の種類及び規模		
採捕に従事する者の住所及び氏名		
使用 船舶	船 名	
	漁船登録番号	
	総 ト ン 数	
	推進機関の種類及び馬力数	
許可の有効期間		
制限又は条件		
<p style="margin: 0;">年 月 日</p>		
		<p style="margin: 0;">神奈川県知事 (氏 名) (印)</p>

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">漁 具 敷 設 許 可 申 請 書</p>	
<p style="margin: 0;">年 月 日</p>	
<p style="margin: 0;">神奈川県知事殿</p>	
<p style="margin: 0;">住 所 氏 名</p>	
<p style="margin: 0;">〔 法人にあつては、名称 及び代表者氏名 〕</p>	
<p style="margin: 0;">(印)</p>	
<p style="margin: 0;">次のとおり の養殖のため 敷設の許可を受けたいので、神奈川県海面漁業調整規則第 44 条第 2 項の規定により申請します。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 漁具の敷設場所 2 漁具の敷設期間 3 漁具の規模 4 養殖しようとする水産動植物の種類 5 養殖の方法 	
<p style="margin: 0;">備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</p>	

漁 具 敷 設 許 可 証		第 号
住 所 氏 名		(法人にあつては、名称 及び代表者氏名)
(印)		
漁 具 敷 設 場 所		
漁 具 敷 設 期 間		
養 殖 し よ う と す る 水 産 動 植 物 の 種 類		
養 殖 の 方 法		
許 可 期 間		
制 限 又 は 条 件		
年 月 日		
神奈川県知事 (氏 名)		(印)

岩 礁 破 砕 等 許 可 申 請 書	
年 月 日	
神奈川県知事殿	
住 所 氏 名	(法人にあつては、名称 及び代表者氏名)
(印)	
次のとおり岩礁破砕（土砂採取、岩石採取）の許可を受けたいので、神奈川県海面漁業調整規則第 45 条第 2 項の規定により申請します。	
1 目的	
2 区域	
3 当該区域に係る漁業権の免許番号 定 (区 ・ 共) 第 号	
4 期間	
5 補償の措置	
6 その他参考事項	
備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。	

つきいそ設置届

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者氏名〕

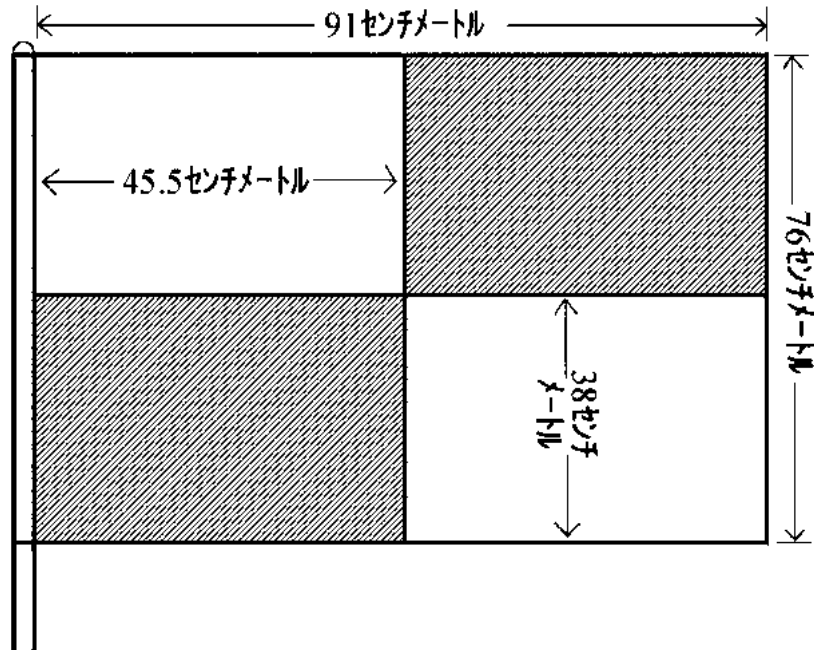
印

次によりつきいそを設置するので、神奈川県海面漁業調整規則第 46 条の規定により、届け出ます。

- 1 目的
- 2 場所
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 原材料の種類及び数量並びに工事の概要
- 6 所要経費及びその調達の方法

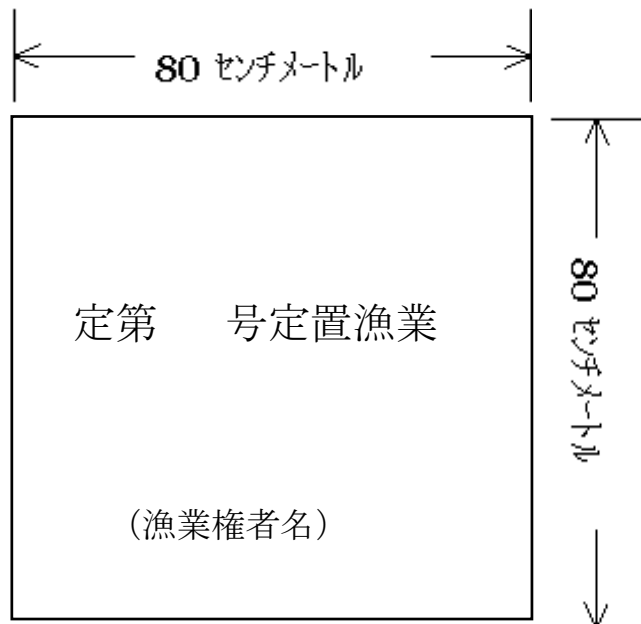
備考 1 設置場所の位置を示す図面を添付してください。
2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第 16 号様式 (第 52 条関係)



- 備考 1 斜線の部分は黒色であり、その他の部分は黄色である。
2 この旗は、政府間海事協議機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。

第 17 号様式 (第 55 条関係)



備考 標識の材料は、赤色の布地、文字は黒色とする。

漁 獲 成 績 報 告 書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所

氏 名〔法人にあつては、名称及び代表者名〕



- 1 漁業種類 漁業
 2 許可番号 第 号
 3 船 舶
 (1) 船 名
 (2) 漁船登録番号
 4 操業実績 (年分)

漁 獲 物 内 容 (キログラム)							
魚種名						その他	合 計
1 月							
2 月							
3 月							
4 月							
5 月							
6 月							
7 月							
8 月							
9 月							
10 月							
11 月							
12 月							
合 計							

- 備考 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 2 操業実績の魚種名は、上位 5 種類については魚種ごとに明記してください。